

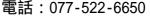
資料提供

滋賀労働局発表 令和6年6月18日 滋賀労働局労働基準部

健康安全課長

枡谷佳幸

地方產業安全専門官 小山哲平





全国安全週間中に滋賀労働局・大津労基署が 製造現場のパトロールを合同で実施します ~ 7月1日から7日は全国安全週間 ~

担

当

滋賀労働局(局長 多和田 治彦)と大津労働基準監督署(署長 宮木 義博)では、「全国 安全週間」に合わせて、安全意識の高揚を図るため、滋賀県を代表する製造業の事業場に対し て、安全パトロールを実施します。

ポイント

令和5年(1~12月)の滋賀県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数(新型コ ロナウイルス感染症関係を除く)は、1,518人となり、前年比で15人(+1.0%)増加し ました。また、労働災害による死亡者数は10人となり、前年の11人から1人減少しま した。

製造業においては、死傷者数が402人(前年比-10人、-2.4%)と減少した一方で、機 械への「はさまれ・巻き込まれ」により2人の労働者が死亡されたものを含め、前年を 上回る4人(前年比+1人)の方が労働災害により死亡される事態となりました。今年 は、現時点で製造業にかかる死亡災害は発生しておらず、死傷災害も減少傾向にあり ますが、一方で死傷災害に占める「はさまれ・巻き込まれ」災害の件数は増加傾向に あり、引き続き気の抜けない状況が続いております(参考資料1~4)。

- 2 7月1日から7日までを「全国安全週間」(厚生労働省、中央労働災害防止協会の 主唱。6月1日から30日までを「準備期間」)とし、各事業場に対し、安全活動への 積極的な取組を呼びかけています (参考資料5)。
- 滋賀労働局では、全国安全週間中に、滋賀県で安全衛生活動に積極的に取り組んで いる製造業の事業場に対して、安全パトロールを次のとおり実施します(参考資料 6)。
 - 令和6年7月2日(火)10時00分~ (1) 実施日時
 - (2) 対象事業場 株式会社堀場製作所 びわこ工場 (滋賀県大津市苗鹿1丁目15番1号)
 - (3) 出席予定者 滋賀労働局 労働基準部長 ほか 計4名 大津労働基準監督 署長 ほか 計2名

是非、当日の取材をお願いします

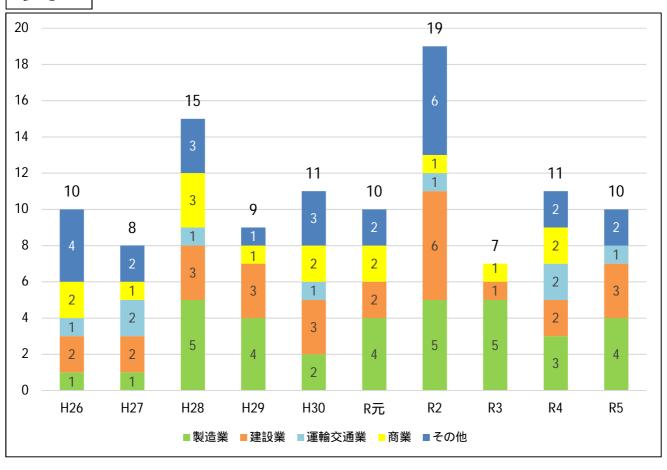
取材される場合は、7月1日(月)午前12時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。 工場内では、立入、撮影をご遠慮いただく箇所もありますので、株式会社堀場製作所 の指示に従って取材されますようお願いします。

参考1 滋賀県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数の推移



滋賀県内の休業4日以上の死傷災害(新型コロナウイルス感染症関連を除く)は、全産業で4年連続して増加している。製造業はここ数年増減を繰り返している状況である。

参考2 滋賀県内の労働災害による死亡者数の推移



滋賀県内の死亡労働災害の概要(令和5年)

番号	業 種 (規模)	発生月時間帯	事故の型	被災者の 職種 年代	発 生 概 要
1	その他の金属 製品製造業 (77名)	1月 6時頃	転倒	40代	事業場敷地内に通勤車両を駐車し、事務所に徒歩で向かう途中、 前日からの降雪で凍結した路面上で転倒した。その後、起き上が り、作業前には同僚と会話も交わしていたが、作業場所で倒れた 状態で発見され、その後外傷性〈も膜下出血により死亡が確認さ れた。
2	一般貨物自動 車運送業 (30名)	3月 4時頃	交通事故 (道路)	建転石	運送のため4トントラックに乗車し一般道を走行中、交差点で誤って反対車線に進入してしまったことから、車両をUターンさせて車線変更をしようとしたところ、後方から直進してきたトレーラーと接触、車両4台が絡む交通事故となったもの。
3	産業廃棄物処 理業 (21名)	3月 14時頃	はさまれ 巻き込ま れ	作業者 技能者 50代	焼却施設の月一回の定期メンテナンスの実施に当たり、再燃焼室における焼却灰を搬送するコンベヤー上方に設置された点検口の一次蓋(二重蓋構造)の取り外しに単独で向かった被災者が、二次蓋まで開放し、上半身を点検口に差し入れた姿勢でコンベヤーに巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認されたもの。
4	非鉄金属鋳物 業 (14名)	3月 8時頃	はさまれ 巻き込ま れ	\ \\ \ \ \ \	鋳型製造機の型を交換した後、型が適正に設置されているかを 確認するため、同機械の下型を上昇させた状態で、機械の前面 から下型の底部をのぞき込んでいたところ、自重で下降してきた 下型の底部と機械の隙間に頭頚部等をはさまれたもの。
5	電気通信工事業 (32名)	8月 3時頃	感電		鉄道の線路上に設置された電線を支持するビームの点検を行う ため、移動はしごを上がっていた際に、加圧中の電線に触れ、感 電したもの。
6	その他の繊維 工業 (40名)	9月 11時頃	はさまれ 巻き込ま れ	作業者 技能者 60代	ロール機を用いて製品と製品を繋ぐ導布を製造する作業中、被災者が乾燥設備上部のロール部と導布との間に巻き込まれた状態で発見され、その後搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
7	その他の化学 工業 (19名)	10月 8時頃	有害物等 との接触	作業者 技能者 40代	タンク内部を洗浄する作業の準備をしていた被災者が、装着した 送気マスクに繋がるホースを誤って窒素が供給される配管に接続 し、バルブを開いたことにより、窒素(酸素欠乏空気)を吸い込ん だもの。
8	その他の建築 工事業 (2名)	11月 9時頃	墜落·転 落	塗装工 40代	2階建て住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていた 被災者が、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋 根端部から6メートル下方のコンクリート地面に墜落したもの。
9	ビルメンテナン ス業 (147名)	11月 14時頃	墜落·転 落	清掃員 70代	施設内の階段を掃除機で清掃する業務に従事していた労働者が、 階段から転落し、後頭部を強く打ったもの。
10	電気通信工事 業 (19名)	12月 9時頃	墜落·転 落	作業者 40代	高さ35メートルの鉄塔の電線を張り替える作業現場において、鉄 塔上での作業を終え昇降設備を使用して地上に降りる最中に、高 さ約22メートルから地上へ墜落したもの。

滋賀県内の労働災害発生状況(令和6年5月末速報値)

[滋賀全体						大津署						彦根署							東近江署								
業種	本年	前	年同期	+mi kmt	増減率	新型コロ	コナウイルス	ス感染症	本年	前年同期	抽油	増減率	新型コロ	ナウイル	ス感染症	本年	前年同期	+66 \nt	増減率	新型コロ	ナウイルス	ス感染症	本年 i	前年同期	抽油	増減率	新型コロナウ	ノイルス度
	44	Bil.	牛问期	垣鸠	垣八平	本年	前年同期	増減	本年	削牛四期	垣观	垣减华	本年	前年同期	増減	4	削牛四期	·百/哟	垣凞华	本年	前年同期	増減	44	削牛问期	追減	垣凞华	本年 前年	手同期 ±
食料品製造業	19	9	19	±C	± 0			± 0	9	9) ±0	±0			± 0	3	4	- 1	- 25.0			± 0	7	6	+ 1	+ 16.7		
繊維工業		5	8	- 3	- 37.5			± 0	1	2	- 1	- 50.0			± 0	2	1	+ 1	+ 100.0			± 0	2	5	- 3	- 60.0		
衣服・その他の繊維製品製造業		1	2	1	- 50.0		1	- 1			± 0	± 0			± 0	1	1	± 0	± 0			± 0		1	- 1	- 100.0		1
木材·木製品製造業			6	- 6	- 100.0			± 0		1	- 1	- 100.0			± 0		1	- 1	- 100.0			± 0		4	- 4	- 100.0		
家具·装備品製造業				± C	± 0			± 0			± 0	± 0			±0			± 0	± 0			± 0			± 0	± 0		
パルプ・紙・紙加工品製造業		4	1	+ 3	+ 300.0			± 0			± 0	± 0			± 0	2		+ 2	+ 200.0			± 0	2	1	+ 1	+ 100.0		
印刷·製本業		1	15	- 14	- 93.3		10	- 10		2	- 2	- 100.0			± 0		11	- 11	- 100.0		10	- 10.0	1	2	- 1	- 50.0		
化学工業	20	0	24	- 4	- 16.7			± 0	6	5	+ 1	+ 20.0			± 0	5	7	- 2	- 28.6			± 0	9	12	- 3	- 25.0		
窯業土石製品製造業	10	0	g	+ 1	+ 11.1			± 0		4	- 4	- 100.0			± 0	1	2	- 1	- 50.0			± 0	9	3	+ 6	+ 200.0		
鉄鋼業	:	2	3	- 1	- 33.3			± 0	1	1	± 0	±0			± 0			± 0	±0			± 0	1	2	- 1	- 50.0		
非鉄金属製造業	:	2 (1)	1	+ 1	+ 100.0			± 0			± 0	± 0			± 0		(1) 1	- 1	- 100.0			± 0	2		+ 2	+ 200.0		
金属製品製造業	2	5 (1)	14	+ 11	+ 78.6			± 0	3	3	3 ±0	±0			± 0	7	2	+ 5	+ 250.0			± 0	15	(1) 9	+ 6	+ 66.7		
一般機械器具製造業		9	15	- 6	- 40.0		1	- 1	3	4	- 1	- 25.0			± 0	3	5	- 2	- 40.0		1	- 1.0	3	6	- 3	- 50.0		
電気機械器具製造業	10	0	8	+ 2	+ 25.0		1	- 1	4	6	- 2	- 33.3		1	1 - 1.0	2		+ 2	+ 200.0			± 0	4	2	+ 2	+ 100.0		
輸送用機械器具製造業		8	4	+ 4	+ 100.0			± 0		1	- 1	- 100.0			± 0	4		+ 4	+ 400.0			± 0	4	3	+ 1	+ 33.3		
電気・ガス・水道業		1		+ 1	+ 100.0			± 0	1		+ 1	+ 100.0			± 0			±0	±0			± 0			± 0	±0		
その他製造業		6	12	- 6	- 50.0			± 0	2	. 5	- 3	- 60.0			± 0	1	3	- 2	- 66.7			± 0	3	4	- 1	- 25.0		
[… 製造業計 …]	12:	3 (2)	141	- 18	- 12.8		13	- 13	30	43	- 13	- 30.2		1	1 - 1	31	(1) 38	- 7	- 18.4		11	- 11	62	(1) 60	+ 2	+ 3.3		1
··鉱業··	(1)	2		+ 2	+ 200.0			± 0	1		+ 1	+ 100.0			± 0	(1) 1		+ 1	+ 100.0			± 0			± 0	± 0		
土木工事業	1	1	8	+ 3	+ 37.5			± 0	4	. 3	3 + 1	+ 33.3			± 0	4	1	+ 3	+ 300.0			± 0	3	4	- 1	- 25.0		
建築工事業	(1) 19	9	17	+ 2	+ 11.8			± 0	9	7	+ 2	+ 28.6			± 0	(1) 7	3	+ 4	+ 133.3			± 0	3	7	- 4	- 57.1		
(内 木造家屋建築工事業)	;	3	5	- 2	- 40.0			± 0	1	2	- 1	- 50.0			± 0	2		+ 2	+ 200.0			± 0		3	- 3	- 100.0		
その他の建設業		6	12	- 6	- 50.0			± 0	3	8	- 5	- 62.5			± 0		2	- 2	- 100.0			± 0	3	2	+ 1	+ 50.0		
[… 建設業計 …]	(1) 30	6	37	- 1	- 2.7			± 0	16	18	3 - 2	- 11.1			± 0	(1) 11	6	+ 5	+ 83.3			± 0	9	13	- 4	- 30.8		
道路旅客運送業・その他		2	4	- 2	- 50.0			± 0		3	3 - 3	- 100.0			± 0	2	1	+ 1	+ 100.0			± 0			± 0	± 0		
道路貨物運送業	5	2 (1)	45	+ 7	+ 15.6			± 0	26	(1) 21	+ 5	+ 23.8			± 0	5	4	+ 1	+ 25.0			± 0	21	20	+ 1	+ 5.0		
[·· 運輸交通業計 ··]	5-	4 (1)	49	+ 5	+ 10.2			± 0	26	(1) 24	+ 2	+ 8.3			± 0	7	5	+ 2	+ 40.0			± 0	21	20	+ 1	+ 5.0		
· 貨物取扱業 · ·	(6	6	± (± 0			± 0		4	1 - 4	- 100.0			± 0			±0	± 0			± 0	6	2	+ 4	+ 200.0		
· 農業 · ·	;	3	3	± () ±0			± 0		1	- 1	- 100.0			± 0	1	1	±0	±0			± 0	2	1	+ 1	+ 100.0		
· · 林 業 · ·				± () ±0			± 0			±0	±0			± 0			±0	±0			± 0			± 0	±0		
·· 水産·畜産業 ··	41	0	39	+ 1	+ 2.6			± 0	33	33	3 ±0	±0			± 0			±0	±0			± 0	7	6	+ 1	+ 16.7		
・・・ その他の事業・・	(1) 19	1 (1)	326	- 135	- 41.4	26	110	- 84	(1) 102	163	- 61	- 37.4	16	40	- 24	30	80	- 50	- 62.5	8	39	- 31	59	(1) 83	- 24	- 28.9	2	31
(内 医療保健業)	2:	3	59	- 36	- 61.0	15	50	- 35	14	18	- 4	- 22.2	9	15	- 6	6	15	- 9	- 60.0	5	13	- 8	3	26	- 23	- 88.5	1	22
(内 社会福祉施設)	4	8	84	- 36	- 42.9	10	59	- 49	28	36	6 - 8	- 22.2	7	25	5 - 18	7	31	- 24	- 77.4	3	25	- 22	13	17	- 4	- 23.5		9
(内 清掃業)	1:	2 (1)	22	- 10	- 45.5			± 0	5	14	- 9	- 64.3			± 0	3	4	- 1	- 25.0			± 0	4	(1) 4	± 0	±0		
(内 商 業)	(1) 59	9	95	- 36	- 37.9	1		+ 1	(1) 26	54	- 28	- 51.9			± 0	7	18	- 11	- 61.1			± 0	26	23	+ 3	+ 13.0	1	
(内 小売業)	(1) 4	4	81	- 37	- 45.7	1		+ 1	(1) 20	50	- 30	- 60.0			± 0	5	13	- 8	- 61.5			± 0	19	18	+ 1	+ 5.6	1	
(内 接客娯楽業)	20	0	36	- 16	- 44.4			± 0	11	21	- 10	- 47.6			± 0	1	9	- 8	- 88.9			± 0	8	6	+ 2	+ 33.3		
(内 飲食店)	10	0	21	- 11	- 52.4			± 0	5	13	3 - 8	- 61.5			± 0	1	5	- 4	- 80.0			± 0	4	3	+ 1	+ 33.3		
*** 合 計 ***	(3) 45	5 (4)	601	- 146	- 24.3	26	123	- 97	(1) 208	(1) 286	6 - 78	- 27.3	16	41	+	(2) 81	(1) 130	- 49	- 37.7	8	50	- 42	166	(2) 185	- 19	- 10.3	2	32
———————————————— 死亡災害発生状況									-																			

様式1 業種別·署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告に基づく)(休業4日以上) 発生期間 令和6年1月1日~令和6年5月31日 令和6年5月末日現在

製 造 業 2 - 2 - 100.0 + 1 + 100.0 鉱 1 設 1 + 1 + 100.0 交通運輸事業 ± 0 ± 0 陸上貨物運送事業 - 1 - 100.0 ±0 ± 0 商 + 1 + 100.0 1

- 1 - 100.0

その他の事業

増減率は、パーセントで表示 ()内は、死亡者数で内数で示す 新型コロナウイルス感染症は、統計対象期間中に報告のあっ

労働者死傷病報告書の件数

令和6年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間 は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業 労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1)安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2)様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3)安全パトロール等を実施する。
- (4)安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等 を開催する。
- (5)安全衛生に係る表彰を行う。
- (6)「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7)事業場の実施事項について指導援助する。
- (8)その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。
- 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

- 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項 安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用 し、次の事項を実施する。
- (1)安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一 及び安全意識の高揚
- (2)安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3)安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族 への協力の呼びかけ
- (5)緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6)「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び 全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1)安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの 整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による P D C A サイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特 に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔) K Y (危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化リスクアセスメントの実施
- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進 その他の取組
- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、 安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2)業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔) K Y (危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度 の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止 対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施 建設業における労働災害防止対策
- ア 一般的事項
- (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に 関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (カ)輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工 事の安全な実施
- (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注 者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、 土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復 旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の 実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並 びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (3)業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 交通労働災害防止対策
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の 実施

熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

- ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の 意見を踏まえた配慮

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配 慮
- イ その他請負人等が上記 10(1)~10(3) に掲げる事項を円滑に実施する

令和6年度全国安全週間 滋賀労働局労働基準部長安全パトロール実施要項

1 実施日 令和6年7月2日(火) 10時00分~12時00分

2 事業場 事業場名:株式会社堀場製作所 びわこ工場

所在地:滋賀県大津市苗鹿1丁目15番1号

事業内容:自動車計測機器等の製造販売

労働者数:約600名

3 出席者 滋賀労働局 労働基準部長 他 計4名

大津労働基準監督署 署長 他 計 2 名 株式会社堀場製作所 調整中

4 当日のスケジュール(予定)

10:00 各参加者が事業場に到着、会議室へ移動

10:00~10:45 労働基準部長から「開会の挨拶」

健康安全課長から「パトロールの趣旨説明」

パトロール参加者紹介 事業場代表者から「挨拶」

事業場概要、安全衛生活動の概要説明

10:45~10:50 工場へ移動

10:50~11:30 パトロール実施

11:30~11:35 会議室へ移動

11:35~11:45 質疑応答

11:45~11:55 大津労働基準監督署担当者から「個別講評」

大津労働基準監督署長から「総括講評」

11:55~12:00 健康安全課長から「閉会の挨拶」

12:00 散会

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、是非、取材をお願いいたします。取材いただける場合は、7月1日(月)午前12時までに担当者あてご連絡をいただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等、入場時に説明いたしますので、10分前には事業場の正門前に集合いただきますようお願いいたします。

